

岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会規則

令和2年6月26日
公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第5項及び第11条第5項の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）及びその議事等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員相互の無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、投票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 公平委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意のあった被指名人をもって当選人とする。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第4条 公平委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

第5条 公平委員会は、法第10条第3項の規定に基づき、委員長職務代理者をあらかじめ指定しておかななければならない。

(会議)

第6条 公平委員会の会議は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の会議を開催する場合には、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(議事録)

第7条 法第11条第4項の議事録は、事務局職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

(文書の処理)

第8条 文書には、文書の種類に応じて、別表1に定める記号を付け、その種類ごとに帳簿

に記録しなければならない。

- 2 文書の発信者名は、公平委員会、委員長その他権限を有する者とする。ただし、案内状、資料等の送付文書その他軽易な文書にあつては、事務局長とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、文書の処理については、岸和田市貝塚市清掃施設組合文書管理規程（平成29年規則第2号）を準用する。

（公表）

第9条 公平委員会が行う公表は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例（昭和41年条例第4号）の定めるところによる。ただし、特に必要があるときは、委員が合議して定める公表の方法によることができる。

（公印の種類）

第10条 公印の種類、寸法、文字、使用区分は別表2のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、岸和田市貝塚市清掃施設組合公印規程（昭和41年規程第1号）を準用する。

（補則）

第11条 この規則で定めるもののほか、公平委員会に関して必要な事項は、委員が合議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第8条第1項関係）

種類	記号
公平委員会規則	岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委規則
公平委員会要綱	岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委要綱
公平委員会告示	岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委告示
一般文書	岸貝清組公平

別表2（第10条関係）

省 略